山形労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間733円」を「１時間740円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

茨城労働局長　鬼丸　良一

第４号中「１時間785円」を「１時間793円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

茨城労働局長　鬼丸　良一

第４号中「１時間737円」を「１時間744円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

茨城労働局長　鬼丸　良一

第４号中「１時間765円」を「１時間772円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

茨城労働局長　鬼丸　良一

第４号中「１時間772円」を「１時間778円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

群馬労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間787円」を「１時間795円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間775円」を「１時間782円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間777円」を「１時間784円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間777円」を「１時間784円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

長野労働局長　本川　　明

第４号中「１時間747円」を「１時間751円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

奈良労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

奈良労働局長　丸山　弘孝

第４号中「１時間784円」を「１時間791円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

奈良労働局長　丸山　弘孝

第４号中「１時間786円」を「１時間792円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

奈良労働局長　丸山　弘孝

第４号中「１時間785円」を「１時間792円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間760円」を「１時間775円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間754円」を「１時間768円」に改める。